

**第二種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質に係るばく露指標  
について（「製造輸入量」から「排出量」への見直しに伴う論点）**

①第二種指定化学物質（SDS対象物質）のばく露基準について  
(「製造輸入量」から「排出量」への見直しに伴う論点)

## ①第二種指定化学物質(SDS対象物質)のばく露基準について (「製造輸入量」から「排出量」への見直しに伴う論点)

### 背景

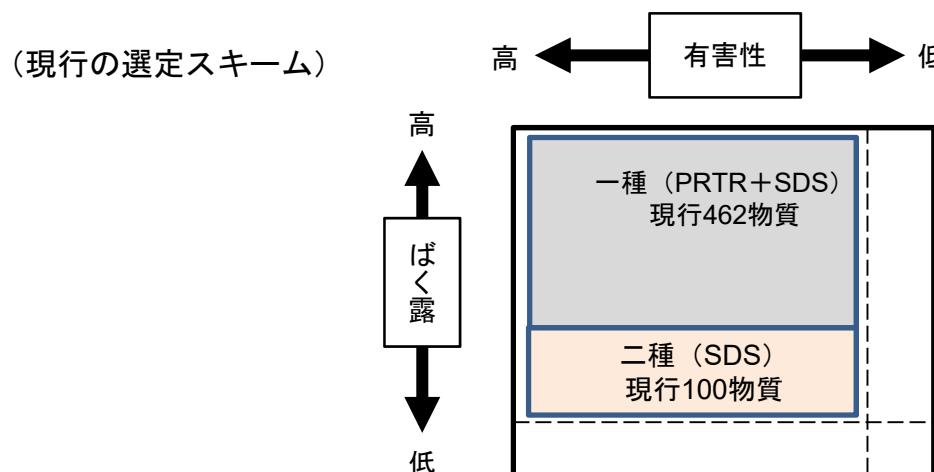
- 第一種指定化学物質(PRTR+SDS)は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるので、かつ、相当広範な地域の環境中に継続的に存在するものとされている。
- 第二種指定化学物質(SDS)は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがあるので、かつ、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により相当広範な地域の環境中に継続的に存在することとなることが見込まれるものとされている。(有害性の基準は第一種指定化学物質と同じ。)

<(現在の基準)指定化学物質のばく露基準(「製造輸入量による判断基準」)>

- ・第一種指定化学物質:1年間の製造輸入量が一定量(100トン、農薬及び特定第一種指定化学物質については10トン)以上のもの
- ・第二種指定化学物質:1年間の製造輸入量が1トン以上のもの

※ この他、「一般環境検出(環境モニタリング)による判断基準」がある。

※ オゾン層破壊物質については異なる別途の基準が存在。



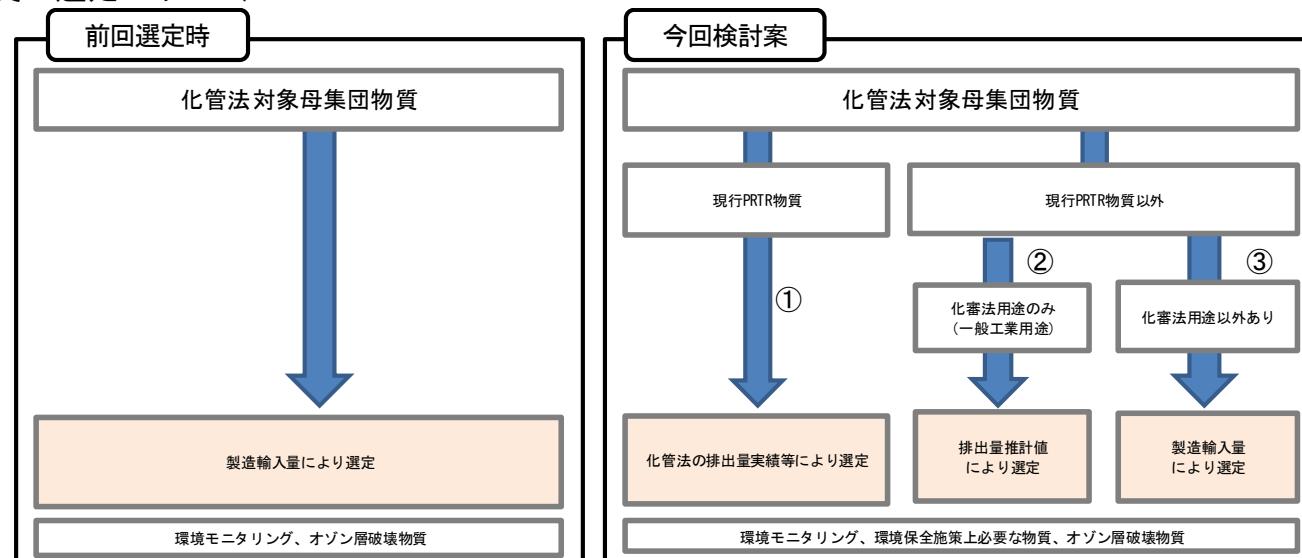
## ①第二種指定化学物質(SDS対象物質)のばく露基準について (「製造輸入量」から「排出量」への見直しに伴う論点)

### 第一種指定化学物質のばく露基準(製造輸入量・排出量による判断基準)

- 第一種指定化学物質のうち以下①②については、ばく露基準を「製造輸入量」から「排出量」に見直すことを検討している。排出量の基準値は、農薬の製造輸入量の基準を、農薬が最終的には環境に排出される性格のものであることから「10トン以上」と設定していることを踏まえ、10トン以上のものを対象とすることとしている。
- ① 「現行PRTRデータのある物質」のばく露基準(PRTR排出量(届出排出量+推計排出量)、移動量により選定)  
⇒ PRTR排出量10トン以上、又は、移動量100トン以上
  - ② 「現行PRTRデータのない物質のうち化審法用途のみの物質」のばく露基準(排出量推計値により選定)  
⇒ 排出量推計値(化審法の排出係数を活用して算出)10トン以上
  - ③ 「現行PRTRデータのない物質のうち化審法用途以外の用途のある物質」のばく露基準(製造輸入量により選定)  
⇒ 製造輸入量100トン以上(農薬は10トン以上)(現行どおり。)

※ この他、ばく露基準としては、一般環境検出(環境モニタリング)による判断基準が存在。また、オゾン層破壊物質については別途の基準が存在。

(第一種指定化学物質の選定スキーム)



## ①第二種指定化学物質(SDS対象物質)のばく露基準について (「製造輸入量」から「排出量」への見直しに伴う論点)

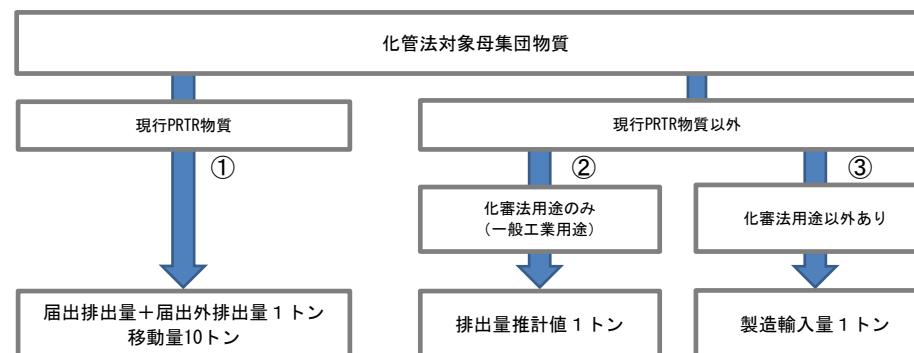
### 対応(案)

#### <第二種指定化学物質のばく露基準(案)>

- 第二種指定化学物質については、将来、製造輸入量の増加等に伴って「相当広範な地域の環境において継続して存することとなることが見込まれる」ものを対象とすることとされている。この点、現行、ばく露基準は「製造輸入量」を指標としているが、「現行PRTR対象物質」及び「現行PRTR物質以外で化審法用途のみの物質」については、第一種指定化学物質と同様に「排出量」を用いることが考えられる。
- 具体的な基準としては、最終的には環境中に排出される性格のものであるとして設定されている農薬の基準が、第一種指定化学物質が10トン以上なのに対して、第二種指定化学物質は1トン以上とされていることから、これを参考に排出量1トン以上のものを対象とすることとしてはどうか。
- また、「現行PRTR対象物質」に対する第一種指定化学物質のばく露基準においては、移動量を加味することとしていることから、第二種指定化学物質についてもこれを勘案することが考えられる。具体的には、移動量100トン以上を第一種指定化学物質の対象とすることとしていることを踏まえ、移動量10トン以上のものを対象とすることとしてはどうか。
- 「現行PRTR対象以外の物質であって化審法用途以外の用途のある物質については、PRTRデータもなく、推計排出量を算定することもできないことから、引き続き、製造輸入量による基準を用いることとしてはどうか。

※ 「一般環境検出(環境モニタリング)による判断基準」は、引き続き同様に用いる。

#### (第二種指定化学物質の選定スキーム案)



## (参考) SDSを規定する3つの法律について

- SDSの提供義務は、化管法、労働安全衛生法、毒劇法の3法において規定されている。当該SDSは、各法令の目的を達成する観点から規定されているものであり、対象物質は各法令において規定されている。
- この点、化管法の目的は、①事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、②環境の保全上の支障を未然に防止することとされている。
- 当該目的を達成する観点から、対象物質は、人健康又は生態系に支障を及ぼすおそれがあるもので、かつ、①環境中に広く継続的に存在する物質又は、②製造量の増加等により、環境中に広く存在すると見込まれる物質とされている。

## (参考) SDSを規定する3法の比較

	化管法	労働安全衛生法	毒劇法
法律の目的	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること	職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進すること	保健衛生上の見地からの毒物劇物の必要な取締りを行うこと
SDS対象	<p><u>人健康又は生態系に支障を及ぼすおそれ(環境経由)</u>があるもので、かつ、 ①環境中に広く継続的に存在する物質 又は、 ②製造量の増加等により、環境中に広く存在すると見込まれる物質</p> <p>義務: 第一種、第二種指定化学物質(562物質)及びそれを規定含有率以上含む製品</p>	<p><u>労働者に危険や健康障害を及ぼすおそれのある物質</u></p> <p>義務: 通知物質(663物質)及びそれを含有する混合物 努力義務: 危険有害性クラス(生態影響を除く)で区分がつくもの全て</p>	<p><u>毒物・劇物(急性毒性による人の健康被害が発生するおそれが高い物質)</u></p>
記載項目	GHSに規定される項目全て	GHSに規定される項目 (環境影響を除く)	GHSに規定される項目 (危険有害性の要約、環境影響を除く)
SDS規定条項	法14条	法57条の2	令40条の9 5

②特定第一種指定化学物質のばく露基準について  
(「製造輸入量」から「排出量」への見直しに伴う論点)

## ②特定第一種指定化学物質のばく露基準について (「製造輸入量」から「排出量」への見直しに伴う論点)

### 対応(案)

- 化管法では、発がん性の懸念が高い物質など、特に重篤な障害をもたらす物質について、特定第一種指定化学物質と呼び、事業者が義務を課されることとなるPRTRの年間取扱量とその算定対象とする製品要件や、SDSの製品要件に差を設けている。

(参考)特定第一種指定化学物質(15物質)

- 人に対する発がん性がある、人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こすと評価されているもの
  - ✓ 石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド、鉛化合物、2-ブロモプロパン

- この点、第一種指定化学物質のばく露の選定基準については、実際に環境に排出されているものをPRTRの対象とする観点から排出量への見直しを行なうことを検討しているところであるが、特定第一種指定化学物質については、当該特性を踏まえ、製造輸入量が一定以上あるもの等については排出量の多寡に関わらず対象とすることが適当と考えられる。

- このため、特定第一種指定化学物質については、引き続き、現行制度と同様に一定以上の製造輸入量があるものの(製造輸入量10トン以上のもの)を対象とすることとしてはどうか。

※ 「一般環境検出(環境モニタリング)による判断基準」は、引き続き同様に用いる。

(第一種指定化学物質と特定第一種指定化学物質の選定イメージ)

